

用語集

1. 水量関係



- ① 有収水量 下水道使用者が実際に使用した水量
- ② 処理水量 浄化センターで実際に浄化処理した水量
- ③ 不明水量 污水管に混入し、浄化処理された水量で、地下水や雨水の混入が主な要因となる。 【計算式】 ②処理水量 - ①有収水量
- ④ 原単位 1人あたりの有収水量
【計算式】 ①有収水量 ÷ ②接続人口

2. 費用関係

(1) 目的別分類

分 類		予 算 科 目	
⑤ 汚水処理費	維 持 管 理 費	污水管渠費	
		普及促進費	
		水質規制費	
		流域下水道管理運営費負担金	
		総係費	
		その他	
	資 本 費	⑥ 減価償却費	
		⑦ 資産減耗費	⑧ 固定資産除却費 たな卸資産
		支払利息	
		⑨ 資産維持費	

- ⑤ 汚水処理費 汚水事業費から公費負担分・長期前受金戻入などを控除したもの。(=使用料対象経費)
- ⑥ 減価償却費 使用等による固定資産の経済的価値の減少額を、当該固定資産の耐用年数期間中にわたり各事業年度の費用として配分する手続きを減価償却といい、減価償却によって各事業年度に配分される費用を減価償却費という。なお、経常的減価の考えられない土地等は、減価償却の対象資産とならない。

- ⑦ 資産減耗費 固定資産除却費とたな卸資産減耗費からなる。なお、下水道事業では、現在たな卸資産は保有していない。
- ⑧ 固定資産除却費 使用等により固定資産の滅失や機能喪失が生じた場合に当該固定資産を廃棄し、その帳簿価額を除くことを除却といい、除却の際の当該固定資産の未償却残額や撤去費用を固定資産除却費という。
- ⑨ 資産維持費 事業の施設実体の維持等のために、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額
- ⑩ 長期前受金戻入 償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債（繰延勘定）に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化する。この収益化された部分を長期前受金戻入と呼ぶ。

(2) 性質別分類

分 類		主 な 経 費	
⑤汚水処理費	固 定 的 経 費	⑪ 需 要 家 費	使用料徴収経費など
		⑫ 固 定 費	資本費・人件費・修繕費など
	変 動 的 経 費	⑬ 変 動 費	流域下水道維持管理費負担金など

- ⑪ 需要家費 下水道使用水量の多寡に係わりなく主として下水道利用者数に対応して増減する経費。使用料徴収経費など
- ⑫ 固定費 下水道使用水量や下水道利用者数の多寡に係わりなく必要とされる経費。資本費・人件費・修繕費など
- ⑬ 変動費 主として下水道使用水量の多寡に応じて変動する経費。流域下水道維持管理費負担金など

3. 指標関係

- ⑭ 使用料単価 1 m³あたりの使用料収入
【計算式】 使用料収入 ÷ ①有収水量
- ⑮ 汚水処理原価 1 m³あたりの汚水を処理するために必要な費用
【計算式】 ⑫汚水処理費 ÷ ①有収水量
- ⑯ 経費回収率 使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標
【計算式】 使用料収入 ÷ 汚水処理費

4. 繰入金関係

- ⑰ 繰出基準 一般会計が負担すべき経費の算定基準であり、その基本的考え方は「地方公営企業繰出金について」（昭和49年2月22日付自治企一第27号自治省財政局通知）によって示された。公費と私費の経費負担区分における公費負担経費の基準を示したもので、繰出基準は毎年度国から通知が出される。
- ⑱ 基準内繰入金 一般会計が負担すべき経費。「繰出基準」に基づいた一般会計からの繰入金。（一般会計の側に立つと「繰出金」となる。）
- ⑲ 基準外繰出 繰出基準に基づかない繰入金。本来、使用料収入で賄うべき費用で、主に収支不足額を補てんしている。

5. その他

- ⑳ 整備率 計画面積に対する整備済面積の割合
【計算式】 整備済面積 ÷ 計画面積
- ㉑ 人口普及率 全半田市民のうち下水道（污水）に接続できる人口の割合
【計算式】 処理区域内人口 ÷ 総人口
- ㉒ 処理区域内世帯数（人口） 下水道に接続可能な世帯数（人口）
＝ 下水道整備済区域内の世帯数（人口）
- ㉓ 接続世帯数（人口） 実際に下水道に接続している世帯数（人口）
- ㉔ 接続率 下水道に接続可能な世帯のうち実際に下水道に接続している世帯の割合
【計算式】 ㉓接続世帯数 ÷ ㉒処理区域内世帯数
- ㉕ 水洗化率 下水道に接続可能な人口のうち実際に下水道に接続している人口の割合
【計算式】 ㉓接続人口 ÷ ㉒処理区域内人口